

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 7 月 8 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒006-8612 札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目

札幌市手稲区市民部総務企画課庶務係

電話 (011) 681-2425 FAX (011) 681-2523

メールアドレス teine-somukikaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 件名

手稲区総合庁舎自営構内電話交換機等借受（リース）

(2) 借受物品の仕様等

入札説明書による

(3) 借受期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで（84 か月）

ただし、本調達は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 納入期限

令和 6 年 10 月 1 日までに供用開始できるように機器設置・設定等の作業を完了することとする。

(5) 納入場所

手稲区総合庁舎（札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目）

(6) 入札方法

月額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記4(3)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課（札幌市中央区北1条西2丁目）

電話（011）211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 本告示で示した賃借物品の納入が十分に可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札説明書の交付方法
上記 1 の場所にて交付するほか、下記 URL からダウンロードできる。
<https://www.city.sapporo.jp/teine/shimin/keiyaku/ippannkkyousou/20240708.html>
- (3) 入札書の受領期限
令和 6 年 8 月 26 日（月）17 時 15 分（送付による場合は必着のこと。）
- (4) 開札の日時及び場所
日時 令和 6 年 8 月 27 日（火）9 時 00 分
場所 札幌市手稲区役所 3 階 D 会議室（札幌市手稲区前田 1 条 11 丁目）

5 入札手続等

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、契約金額（月額）を一年間あたりの額に換算した額（12 か月分）の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 札幌市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 6 条第 3 項の規定により入札書を受領した場合で、同条第 1 項の資格審査が開札日時までに終了しないとき又は参加資格を有すると認められないときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札候補者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札決定後、発注者により必要に応じて入札資格等を確認する書類を求められた際は指示に従い提出すること。

(7) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of telephone system equipment in Teine Ward Office of Sapporo City Government : 1 set

(2) Time limit for tender :

17:15 on August 26(Mon), 2024

(3) Contact point for the notice :

General Affairs & Planning Section, Citizen Affairs Department,
Teine Ward Office, Sapporo Municipal Government, Maeda 1-jo 11-
chome, Teine-ku, Sapporo 006-8612 Japan. TEL 011-681-2425